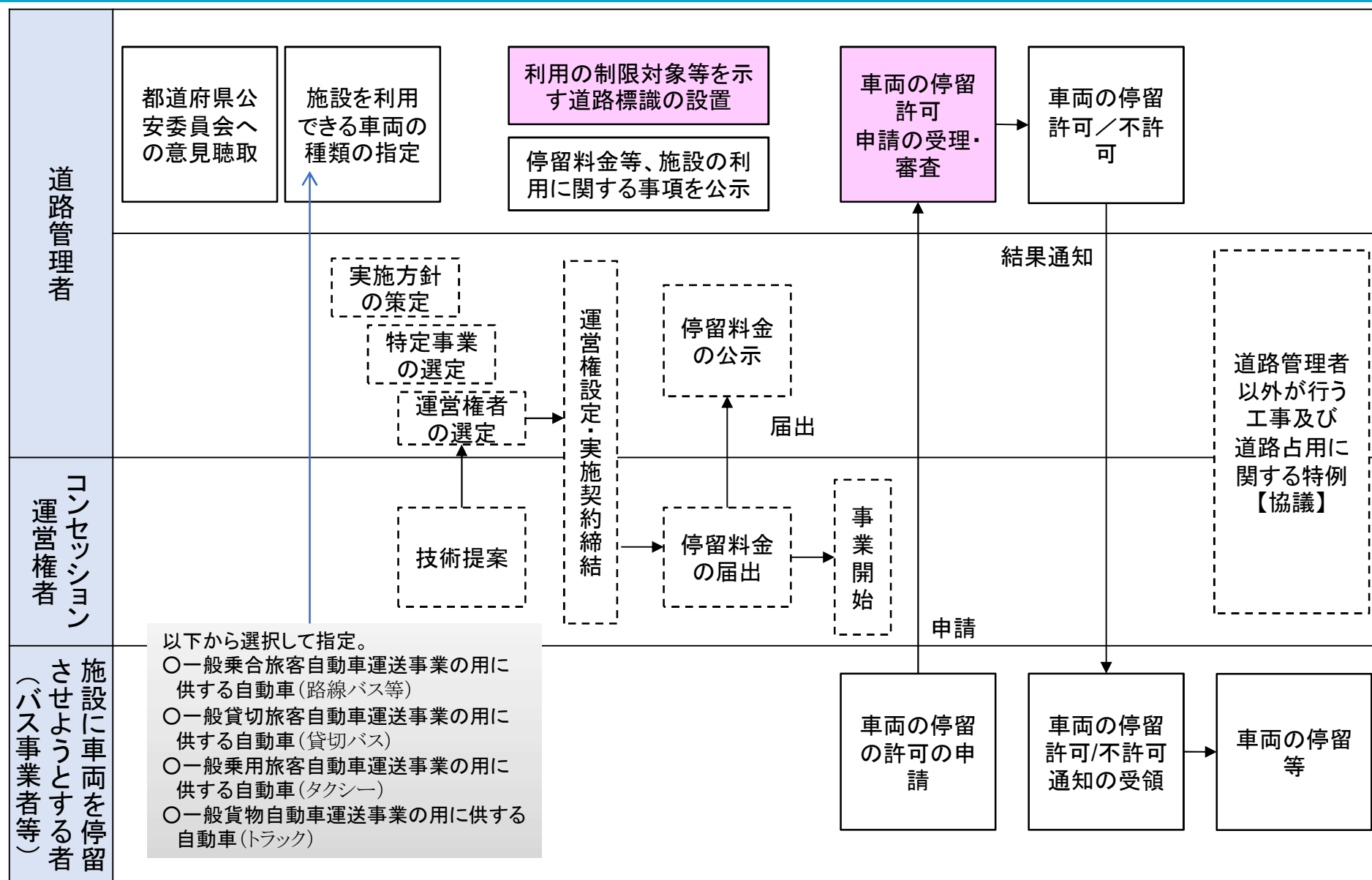


特定車両停留施設に係る道路標識、 車両の停留許可基準

特定車両停留施設に係る手続の流れ



コンセッション制度を導入する場合の手続

特定車両停留施設に係る道路標識

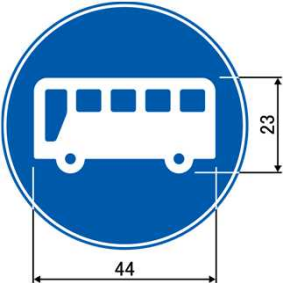
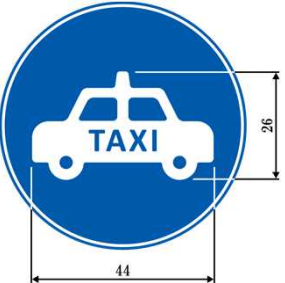
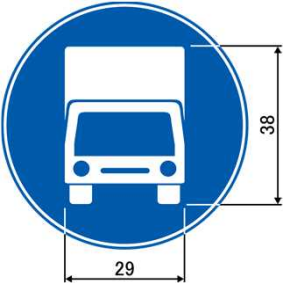
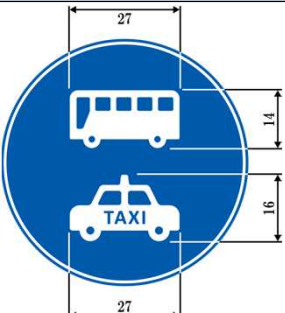
○道路交通の円滑化や施設の構造保全等のため、特定停留車両停留施設の入口その他必要な場所に利用の禁止又は制限の対象を明らかにした道路標識を表示できるよう「許可車両専用」の標識を新たに規定。

道路法における規定

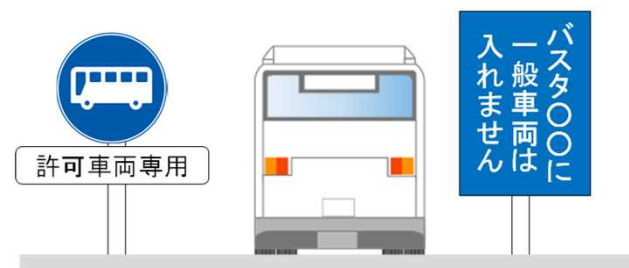
第48条の34(利用の制限等の表示)

道路管理者は、特定車両停留施設の入口その他必要な場所に利用の禁止又は制限の対象を明らかにした道路標識を設けなければならない。

道路標識様式(案)

バス	タクシー
	
トラック	組合せ(バス・タクシー)
	

設置イメージ



- 特定車両停留施設の出入口に標識を設置
- 補助標識等も活用して、わかりやすく案内

車両の停留許可基準

○特定車両停留施設に停留する特定車両に係る許可の基準として、当該車両の重量や高さ等が当該施設の構造の保全に支障を及ぼすものでないこと等を規定。

道路法における規定

(特定車両の停留の許可基準)

第48条の33 道路管理者は、前条第1項又は第3項の許可をしようとするときは、次の基準によつて、これをしなければならない。

- 一 当該許可の申請に係る車両が特定車両のうち第48条の30第1項の規定により指定した種類のものであること。
- 二 当該許可の申請に係る前条第2項に規定する事項が特定車両停留施設の構造の保全及び適正かつ合理的な利用の確保、安全かつ円滑な道路の交通の確保その他の観点から政令で定める基準に適合するものであること。

車両の停留許可基準

基準	内容
①停留しようとする車両の規格(幅、重量、高さ、長さ等)が、当該施設の構造の保全上、支障がないこと。	○車両の規格が当該施設の設計に用いた基準の範囲内であるか。
②車両を停留しようとする日時、施設周辺の通行経路等について、当該日時に停留している他の車両の種類や台数、施設周辺の道路構造や交通状況等を踏まえて、当該施設の適正かつ合理的な利用の観点から支障がないこと。	○車両の停留を希望する日時において施設の容量に余裕があるか。 ○周辺道路において車両の通行による交通状況への影響がないか。等
③車両を停留させることにより、施設周辺における安全かつ円滑な道路の交通が確保されること。	○施設を利用できるようにした場合、施設周辺の道路上での停留を削減させられるか。

※ 災害時等の緊急時においては、これら基準を柔軟に運用することを想定。

【参考】自動車運送事業の概要

自動車運送事業		
【道路運送法(昭和26年法律第183号)】		
旅客自動車運送事業(§2③) 他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業		
一般旅客自動車運送事業(§3(1)) 特定旅客自動車運送事業以外の旅客自動車運送事業		
一般乗合旅客自動車運送事業 (§3(1)イ)	乗合旅客を運送	路線バス
一般貸切旅客自動車運送事業 (§3(1)ロ)	一個の契約により国土交通省令で定める乗車定員(11名)以上の自動車を貸し切つて旅客を運送	貸切バス
一般乗用旅客自動車運送事業 (§3(1)ハ)	一個の契約により口の国土交通省令で定める乗車定員(11名)未満の自動車を貸し切つて旅客を運送	タクシー
特定旅客自動車運送事業 (§3(2))	特定の者の需要に応じ、一定の範囲の旅客を運送する旅客自動車運送事業	送迎バス
【貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)】		
貨物自動車運送事業(§2①)		
一般貨物自動車運送事業 (§2②)	他人の需要に応じ、有償で、自動車(三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を除く。次項及び第七項において同じ。)を使用して貨物を運送する事業であつて、特定貨物自動車運送事業以外のもの	
特定貨物自動車運送事業 (§2③)	特定の者の需要に応じ、有償で、自動車を使用して貨物を運送する事業	
貨物軽自動車運送事業 (§2④)	他人の需要に応じ、有償で、自動車(三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車に限る。)を使用して貨物を運送する事業	